

京葉銀カード Visa のタッチ決済／Mastercard コンタクトレス取扱規約 改定箇所

(2024 年 4 月改定)

改定前	改定後
<p>第 3 条 (表明・保証)</p> <p>3. 加盟店契約の申込みをする法人、個人および団体（以下「加盟申込店」という）は、</p> <p>(2) <u>特定商取引法に関する法律</u>に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、</p>	<p>第 3 条 (表明・保証)</p> <p>3. 加盟店契約の申込みをする法人、個人および団体（以下「加盟申込店」という）は、</p> <p>(2) <u>特定商取引に関する法律</u>に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、</p>
<p>第 1 2 条 (立替払等)</p> <p>3. 加盟店は、信用販売を行った日から 30 日以上経過した売上債権の<u>立替払いを拒否されても異議を申し立てないもの</u>とします。</p>	<p>第 1 2 条 (立替払等)</p> <p>3. 加盟店は、信用販売を行った日から 30 日以上経過した売上債権<u>について、当社は無条件で立替払いを拒否することができるもの</u>とします。</p>
<p>第 2 1 条 (個人情報の守秘義務等)</p> <p>2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。</p> <p>(4) カードを利用することで加盟店の<u>ホストコンピューター</u>に登録される会員の個人に関する情報</p>	<p>第 2 1 条 (個人情報の守秘義務等)</p> <p>2. 前項の個人情報には、次に定める情報が含まれるものとします。</p> <p>(4) カードを利用することで加盟店の<u>ホストコンピュータ</u>に登録される会員の個人に関する情報</p>
<p>第 2 5 条 (個人情報安全管理措置)</p> <p>4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、</p> <p>(2) 加盟店がオーソリゼーション後に保管・保持を禁止されてい</p>	<p>第 2 5 条 (個人情報安全管理措置)</p> <p>4. 当社は、加盟店による個人情報の漏洩等が、</p> <p>(2) 加盟店がオーソリゼーション後に保管・保持を禁止されてい</p>

る暗証番号、セキュリティコード (C V V 2 ・ C V C 2)

る暗証番号、セキュリティコード (C V V 2 ・ C V C 2)